



# パブリック・コメントのお知らせ

愛媛県行政経営課

令和8年2月16日  
行政経営課

## パブリック・コメントの実施について

下記の案件について、県ホームページ等でパブリック・コメントを実施しますので、お知らせします。

### 記

- 1 案件名  
「愛媛県公共施設等総合管理計画（改訂案）」に対する意見の募集について
- 2 意見公募期間  
令和8年2月17日(火)～令和8年3月16日(月)（郵送の場合は、当日消印有効）
- 3 意見の提出方法  
下記のいずれかの方法（住所、氏名、電話番号明記）
  - (1) 郵 送 〒790-8570 松山市一番町四丁目4-2  
愛媛県 総務部 総務管理局 財産活用推進課あて
  - (2) F A X 089-912-2237  
愛媛県 総務部 総務管理局 財産活用推進課あて
  - (3) E-Mail [zaisankatsuyou@pref.ehime.lg.jp](mailto:zaisankatsuyou@pref.ehime.lg.jp)  
件名に「愛媛県公共施設等総合管理計画（改訂案）に対する意見」と記載の上、住所、氏名及び電話番号を明記して下さい。
- 4 計画案等の公表資料の閲覧場所  
県のホームページ上、県庁（財産活用推進課、行政経営課、県民総合相談プラザ）並びに各地方局及び各支局（県民相談プラザ）
- 5 問い合わせ先  
【計画案の内容に関すること】  
愛媛県 総務部 総務管理局 財産活用推進課 財産管理グループ  
TEL：089-912-2255  
  
【パブリック・コメント制度に関すること】  
愛媛県 総務部 総務管理局 行政経営課 行政改革グループ  
TEL：089-912-2226

県ホームページURL：<https://www.pref.ehime.jp/page/7417.html>

※貴市町のホームページにリンクを貼って頂くとともに、管内配布の広報媒体等もご活用を検討願います。

# 愛媛県公共施設等総合管理計画改訂（案）の概要

## ○計画の概要

**【目的】**  
県有施設等の総合的・計画的な管理に関する基本的な枠組みを定め、全庁的かつ経営的視点に立った取組を推進

**【対象】**  
一般建築物…11類型（県庁舎、警察施設、学校施設、県営住宅 等）  
インフラ施設…13類型（道路施設、河川管理施設 等）  
公営企業施設…3類型（電気事業、工業用水道事業、病院事業の各施設）

**【期間】 令和8年度～令和17年度（10年間）**

## ○策定の根拠

**国**  
地方公共団体に対し、国の「インフラ長寿命化基本計画」(H25.11)を踏まえた地方版の計画「公共施設等総合管理計画」の策定を要請（H26.4.22付け総務大臣通知）  
【背景】・地方公共団体の厳しい財政状況  
・人口減少等による公共施設等の利用需要の変化

**愛媛県**  
**県有財産管理の基本方針（H25.11月策定済）**  
県有財産管理の最適化に向け、部局横断的な取組を推進  
・情報の一元化・共有化  
・保有総量の見直し ⇒ 転用・統廃合、売却処分等  
・計画的保全措置等 ⇒ 長寿命化・財政負担の平準化

## ○基本的な方針

**継承・深化**

**【県有施設等を取り巻く現状と課題】**

- 耐震化の推進  
県庁舎、警察署の耐震化率…いずれも全国平均を下回る
- 老朽化の進行（20年後の見通し）
  - ・一般建築物…約94%が30年経過
  - ・インフラ施設…約78%の橋梁が50年経過
  - ・公営企業施設…工業用水道事業施設の多くが50年経過
- 厳しい財政状況
  - ・将来的には少子化・人口減少に起因する県税収入の減少が懸念
  - ・防災・減災対策や社会保障関係経費の増加
  - ・デジタル化への対応
  - ・老朽化が進む公共施設等の維持・更新コストの増大
  - ・不透明な国際情勢の影響による物価高騰  
→ 課題が山積しており、新たな財政需要の発生も予測される
- 社会情勢の変化  
県有施設等の利用需要が変化

**公共施設等総合管理計画の「基本方針」**

- ・防災拠点施設を中心に**耐震化を推進**  
⇒ 県民の安全・安心を確保
- ・点検、計画的な改修により**長寿命化を推進**  
⇒ 財政負担の軽減・平準化を確保
- ・集約化・複合化により**保有総量の適正化を推進**  
⇒ 適正な施設規模を確保

## ○具体的な方針

① 耐震化	・「えひめ震災対策アクションプラン」に定めのある施設をはじめとする、各県有施設の耐震化を、引き続き、計画的かつ着実に推進
② 長寿命化	・財政負担の軽減・平準化を視野に、メンテナンスサイクルの構築
③ 保有総量の適正化	・既存施設の集約化・複合化、転用・統廃合、売却処分等の推進
④ 点検・診断等	・建築基準法等に基づく点検、診断を適切に実施し、長寿命化対策に活用
⑤ 安全確保	・危険度の高い施設等の安全措置や改修等の実施 ・未利用施設等の除却や売却等による処分を推進
⑥ 県産材の活用	・県産材の活用により、地域産業の振興や県民に親しまれる施設づくりの推進
⑦ 脱炭素化	・県の事務事業に伴う温室効果ガスの削減のため、模範的かつ先導的に地球温暖化対策を推進
⑧ ユニバーサルデザイン	・ユニバーサルデザイン化の観点から施設品質の確保を推進
⑨ 働き方改革	・生産性が高く、職員が自分らしくやりがいを持って働ける、新たな働き方を推進

※⑧ユニバーサルデザインは長寿命化から項目出し

## ○施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

① 一般建築物	県庁舎、警察施設、学校施設、県営住宅 等	基本的な方針を踏まえて、施設類型ごとの計画等を検討
② インフラ施設	公共土木施設（道路、河川、砂防、港湾、海岸、都市公園 等） 農林水産施設（土地改良、農地海岸、漁港、林道 等）	
③ 公営企業施設	電気事業、工業用水道事業、病院事業	

## ○取組スケジュール及びフォローアップ

